

## 薬剤管理指導料について

当院では、薬剤管理指導料を算定しており、下記の通り取り組んでいます。

・医師の同意を得て薬剤師が薬剤管理指導記録に基づき、直接服薬指導、服薬支援、その他の薬学的管理指導を行った場合に算定することで、より良い医療の提供に努めています。

1. 特に安全管理が必要な医薬品が投薬または注射されている場合  
（抗悪性腫瘍剤、免疫抑制剤、不整脈用剤、抗てんかん剤、血液凝固阻止剤(内服薬に限る)、ジギタリス製剤、テオフィリン製剤、カリウム製剤(注射薬に限る)、精神神経用剤、糖尿病用剤、膵臓ホルモン剤、抗HIV薬） 380点（月4回）
2. 1以外の場合 325点（月4回）

令和7年6月

南浜中央病院